

【別表】 **利用料金表**（令和6年6月1日改定）

南あわじ市社会福祉協議会

※1単位の単価：南あわじ市の訪問介護における単価は、10円となります。

○第Ⅰ号訪問事業サービス利用料金表（要支援Ⅰ・Ⅱ）

区分内容	提供内容	利用料金			
		法定利用単位	負担額（1割）	負担額（2割）	負担額（3割）
訪問型独自サービス21	標準的な内容の訪問型サービス（身体介護等）	287 単位	287 円	574 円	861 円
訪問型独自サービス22	生活援助中心の訪問型サービス（20分以上45分未満）	179 単位	179 円	358 円	537 円
訪問型独自サービス23	生活援助中心の訪問型サービス（45分以上）	220 単位	220 円	440 円	660 円
訪問型独自短時間サービス	短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163 円	326 円	489 円

※上限単位数は介護度に関わらず、**3,727**単位となります。

○訪問介護サービス利用料金表

※当事業所は、特定事業所加算Ⅱ（所定単位の10%増）として認可されています。

区分内容		提供内容	利用料金			
			法定利用単位	負担額（1割）	負担額（2割）	負担額（3割）
身体	身体0Ⅰ・Ⅱ	20分未満の身体介護	179 単位	179 円	358 円	537 円
	身体Ⅰ・Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護	268 単位	268 円	536 円	804 円
	身体2・Ⅱ	30分以上1時間未満の身体介護	426 単位	426 円	852 円	1278 円
	身体3・Ⅱ	1時間以上1時間半未満の身体介護	624 単位	624 円	1248 円	1872 円
	身体4・Ⅱ	1時間半以上2時間未満の身体介護	714 単位	714 円	1428 円	2142 円
生活	生活2・Ⅱ	20分以上45分未満の生活援助	197 単位	197 円	394 円	591 円
	生活3・Ⅱ	45分以上の生活援助	242 単位	242 円	484 円	726 円
身体＋生活	身Ⅰ生Ⅰ・Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護 ＋20分以上45分未満の生活援助	340 単位	340 円	680 円	1020 円
	身Ⅰ生2・Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護 ＋45分以上70分未満の生活援助	411 単位	411 円	822 円	1233 円
	身Ⅰ生3・Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護 ＋70分以上の生活援助	483 単位	483 円	966 円	1449 円
	身2生Ⅰ・Ⅱ	30分以上1時間未満の身体介護 ＋20分以上45分未満の生活援助	497 単位	497 円	994 円	1491 円
	身2生2・Ⅱ	30分以上1時間未満の身体介護 ＋45分以上70分未満の生活援助	569 単位	569 円	1138 円	1707 円
	身2生3・Ⅱ	30分以上1時間未満の身体介護 ＋70分以上の生活援助	640 単位	640 円	1280 円	1920 円

※やむを得ない事情等により、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

○加算料金

介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数（基本サービス＋各種加算）×加算率（24.5％）		左記計算より算 出された金額の 1割	左記計算より算 出された金額の 2割	左記計算より算 出された金額の 3割
訪問介護 初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、初回 訪問介護実施月内にサービス提供責任者自身 が訪問介護又は同行訪問した場合	200 単位	200円	400円	600円
緊急時 訪問介護加算	利用者の要請とケアマネが認めた居宅サービス 計画にない訪問介護（身体介護中心に限る） を、利用者又は家族から養成を受けて24時間以 内に行った場合 ※訪問型独自サービスは対象外	100 単位	100円	200円	300円
生活機能向上 連携加算（Ⅰ）	サービス提供責任者が、外部の理学療法士等か らの助言に基づき、生活機能の向上を目的とし た訪問介護計画を作成し、これに基づいてサー ビスを提供した場合（初回のサービスを行った 月のみ算定）	100 単位	100円	200円	300円
生活機能向上 連携加算（Ⅱ）	サービス提供責任者が、外部の理学療法士等 が利用者宅を訪問する際に同行し、利用者の身 体の状況等を共同してアセスメントし、訪問介護 計画を作成し、これに基づいてサービスを提供し た場合（初回の訪問介護を行った月以降3ヶ月 間に限り算定）	200 単位	200円	400円	600円

○割増料金

平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用金額に割増料金が加算されます。

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険の対象になります。

時 間 帯		割増率
早 朝	午前6時から午前8時まで	所定単位数の25%
夜 間	午後6時から午後10時まで	所定単位数の25%
深 夜	午後10時から午前6時まで	所定単位数の50%